連携強化加算について【注意喚起】（令和６年11月22日　北海道厚生局医療課）

A000初診料の注12及びA001再診料の注16に規定する連携強化加算、A234-2感染対策向上加算の注３に規定する連携強化加算については、以下の事項に留意し、届出・運用をお願いいたします。

連携強化加算の届出要件について

■ 当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去１年間に４回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。

※取扱い通知：基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和６年３月５日保医発0305第５号）

■ 毎月、直近１年間に４回以上報告を行っている必要があるところ、届出以降に年４回以上報告を行っていない状況が散見されますので、改めて「取扱い通知」をご確認いただき、適切な届出・運用をお願いいたします。

直近１年間の４回以上報告のスケジュール（イメージ）

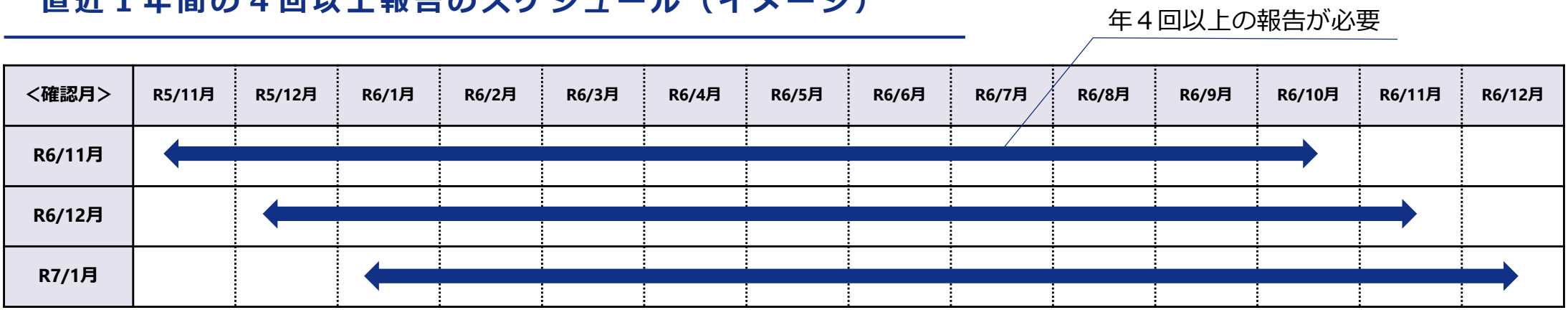

■ 直近１年間とは、１月～12月まで又は４月～３月までの期間ではなく、確認月に応じて、スライドして確認する必要があります。

■ そのため、届出以降は、毎月、適切に報告回数を確認する必要があります。